

事業種別	横浜市
○職業相談 ○職業紹介 ○助成金	●横浜市母子家庭等就業・自立支援センター:ひとり親家庭の親に対して、就労相談、求人情報の提供や職業紹介を実施。
主管課	こども青少年局こども家庭課
連絡先	045-671-2390
○その他の就職支援	①横浜市就職サポートセンター：就職支援に関するセミナーやインターンシッププログラム、個別相談等を実施。 ②合同就職面接会の開催 ③労働情報・相談コーナー（働く人の相談室）： 労働相談、がん患者のための就労相談、法律相談、セミナー。 ④就職氷河期世代就職支援プログラム：就職氷河期世代を対象に、正規雇用での就職支援を実施。
主管課	(①、②、③、④) 経済局雇用労働課 (③がん患者のための就労相談に限る) 医療局病院経営本部病院経営課
連絡先	①0120-915-574 ②045-671-2343 ③045-681-6551 ③045-671-4824(医療局病院経営本部病院経営課) ④0120-910-112
○起業創業支援 ○助成金	●創業支援等事業計画に基づき、セミナー等による支援を実施 ●女性起業家支援事業による支援を実施
主管課	経済局新産業創造課
連絡先	045-671-2748
○農林水産業への就労支援 (仕5以外)	①新規就農者育成総合対策：独立・自営就農時年齢50歳未満を対象に就農直後（3年以内）の所得を確保する給付金を交付 ②新規就農者農業経営改善支援事業：新規就農者（就農5年以内）に対し設備および資材等の導入を支援する補助金を交付 ③横浜チャレンジファーマー支援事業：農業以外から職業として新規就農を目指す市民を対象に研修を実施
主管課	①②環境創造局農政推進課 ③環境創造局環境活動支援センター
連絡先	①②045-671-2630 ③045-711-0635
○後継者育成支援・継業支援	●事業承継相談窓口及び訪問による支援 ●事業承継を推進するためのセミナー開催 ●後継者、後継候補者等を対象とした「横浜次世代経営者塾」の開催
主管課	経済局中小企業振興課
連絡先	045-671-4236

事業種別	横浜市
○住宅取得補助	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市省エネ住宅住替え補助：省エネ住宅への住替え ・新築型補助：断熱等級6又は7の省エネ性能を有していることが条件 ・補助額 最大100万円/件 助 <要件の詳細はHP参照>
主管課	建築局住宅政策課
連絡先	045-671-2922
○住宅家賃補助	<ul style="list-style-type: none"> ●ヨコハマ・りぶいん：中堅所得ファミリー世帯向け家賃補助付民間賃貸住宅 ●子育てりぶいん：低所得子育て世帯向け家賃補助付民間賃貸住宅 ●高齢者向け地域優良賃貸住宅：低所得高齢者向け家賃補助付民間賃貸住宅 ●家賃補助付きセーフティネット住宅：低所得世帯向け家賃補助付民間賃貸住宅 (いずれも市内在勤者入居可)
主管課	建築局住宅政策課
連絡先	045-671-4121
○住宅リフォーム補助	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市省エネ住宅住替え補助：省エネ住宅への住替え ・リノベ型補助：窓などの開口部が全て断熱改修されていることが条件 ・補助額 最大100万円/件 助 <要件の詳細はHP参照>
主管課	建築局住宅政策課
連絡先	045-671-2922

事業種別	横浜市
独自の育児関係支援（医療費助成等）①	<ul style="list-style-type: none"> ●赤ちゃん教室等を18区で独自に実施。 ●新生児聴覚検査費用の一部を助成。 ●産婦健康診査費用の一部を助成。 ●助産師による訪問型の母子ケアを実施。
主管課	こども青少年局地域子育て支援課
連絡先	各区こども家庭支援課
	045-671-2455
独自の育児関係支援（医療費助成等）②	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童育成事業：小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後キッズクラブ事業や放課後児童クラブ事業等を実施。
主管課	こども青少年局放課後児童育成課
連絡先	045-671-4446
独自の育児関係支援（医療費助成等）③	<ul style="list-style-type: none"> ●小児医療費助成：0歳～中学3年生 通院・入院の保険診療の一部負担金 ※3歳以上は所得制限あり ※1、2歳児は保護者の所得が基準額以上の場合通院1回につき500円までの負担（薬局・入院の場合全額助成） ※小学4～中学3年生は通院1回につき500円までの負担（薬局・入院の場合全額助成）（市民税非課税世帯全額助成） ※令和5年8月から所得制限及び通院1回500円の負担を撤廃します。
主管課	健康福祉局医療援助課
連絡先	045-671-4115
独自の育児関係支援（医療費助成等）④	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等医療費助成：健康保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方について、医療費の一部負担金を負担 ※所得制限あり
主管課	健康福祉局医療援助課
連絡先	045-671-4115

事業種別	横浜市
○生活支援に係る施策①	<p>●福祉特別乗車券：障害のある方に対して、市内運行路線バス、横浜市営地下鉄、金沢シーサイドラインを無料で乗車できる券を交付。交付を受けるためには年額1,200円（20歳未満600円）の利用者負担金が必要</p> <p>●対象者：下記のいずれかに該当する70歳未満の方で福祉タクシー利用券、障害者自動車燃料券の交付を受けていない方で①身体障害者手帳1～4級②愛の手帳（療育手帳）A1～B2又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数75以下と判定された方③精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方※70歳以上で希望する方は敬老特別乗車証を交付します。</p>
主管課	健康福祉局障害自立支援課
連絡先	045-671-2401
○生活支援に係る施策②	<p>●福祉タクシー利用券の交付：障害のある方に対して、1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券を年に84枚交付（腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚）</p> <p>●障害者自動車燃料券の交付：障害のある方に対して、1枚につき1,000円を助成する燃料券を年に24枚交付（腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間48枚）</p> <p>●対象者：下記のいずれかに該当する方で福祉特別乗車券、敬老特別乗車証、福祉タクシー利用券、障害者自動車燃料券の交付を受けていない方で①「下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害」を含む身体障害者手帳1・2級②愛の手帳（療育手帳）A1・A2又は障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方③下肢・体幹・視覚・内部・移動機能障害が3級かつ障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方又は愛の手帳（療育手帳）B1④精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方</p>
主管課	健康福祉局障害自立支援課
連絡先	045-671-2401
○生活支援に係る施策③	<p>●在宅重症難病患者の患者等搬送車利用料助成：ストレッチャー対応車を使用せざるをえない難病患者が、移動（通院や入退院等）の際に消防局指定の患者等搬送車を利用した場合に利用料の一部を助成</p>
主管課	健康福祉局健康推進課
連絡先	045-671-4405
○生活支援に係る施策④	<p>●敬老特別乗車証(対象者：70歳以上)：市内運行路線バス、横浜市営地下鉄、金沢シーサイドラインを無料で乗車できる券を交付。交付を受けるためには所得に応じ年額0円～20,500円の利用者負担金が必要</p>
主管課	健康福祉局高齢健康福祉課
連絡先	045-671-2406
○生活支援に係る施策⑤	<p>●被爆者に対する各種支援</p> <p>≪被爆者本人≫</p> <p>【援護費支給事業】</p> <p>年間1万円を12月下旬に支給します。</p> <p>【はり・きゅう・マッサージ療養費助成事業】</p> <p>健康保険の適用によらない療養費を、月額3,000円を限度として助成します。</p> <p>≪被爆者二世≫</p> <p>【被爆者の子に対する医療費助成事業】</p> <p>助成対象となる疾病に係る、入院・外来及び薬剤の医療費のうち、健康保険等の規定により本人が負担すべき医療費を助成します。</p>

主管課	健康福祉局健康推進課
連絡先	045-671-2451